

宮崎県立総合  
博物館蔵

## 伊勢物語について

山 田 清 市

九州各地の伊勢物語古写本の伝本調査に従っていた私は、鹿児島から最後の予定地宮崎へ入り、県立総合博物館の前に立ったのは、まだ肌寒さの残る、三月五日の朝であった。来意に応じて閲覧を許された中世末期の古写本の一冊を繙き、その末尾に記された奥書に私の目は釘付けにされたのである。これまでの伝本調査において一千部をこえる写本が管見に入ったが、以下に記すような形態の奥書は始めてであっただけでなく、それが意味するところは、伊勢物語の伝本系統論に重要な問題を提起せずにおかないことを感じたためである。

### 一

宮崎県立総合博物館の所蔵にかかる該本は縦二十六・三糎、横十八糎、絹布表紙の裂帖装の一冊である。鳥の子料紙に一面八行、一行平均二十二字詰に書写し、奥書二枚、前後に白紙一枚ずつを付す。見返しは金泥、表紙中央に伊勢物語と題簽を持ち、室町末期を下らないとみなされる古写一冊である。黒塗の箱入りで、箱表に金泥で、

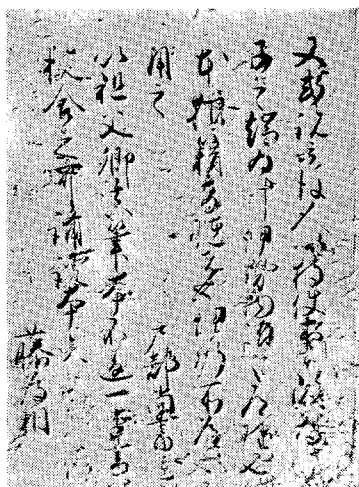
伊勢物語 姉小路殿基綱卿筆

と記す。ちなみに姉小路基綱は文明十年（一四七九）非参議従三位、永正元年（一五〇四）四月二十三日、飛州に於いて権中納言、従二位で卒しているが（公卿補任）、該本が基綱の真筆にかかるものであるかどうかは他に明徴がない。

二

さて問題の奥書であるが、以下の論述上、伝基綱筆本の奥書と密接な関係にある正徹の応永三十二年奥書本との兩者を並列して掲げる。

(1) 伝基綱筆本奥書



伝基綱筆本伊勢物語奥書部分

(一) 抑伊勢物語根源古人説々不同。或云在原中将自記云々。因

茲有其嫌退比興之詞等。

又云伊勢筆作也。或云生年十三幼書之。似彼家集文躰。是故号伊勢物

語。以此兩説案之更難決之。心中秘密身上與言他人推而難

注之。以之可謂其自書歟。但疑萬葉古風中多載撰集之哥。

仁和聖日之間粗記臨幸之儀此等事又不審。伊勢家集其端文

躰偏以同之。是又見先達舊記。庶幾其躰歟。兩不知之。加

之此物語名字非彼筆作者何称伊勢乎。或説云為狩使下向伊

勢。仍有此名字。其説又難信。始則載南京春日之詞次注西

对夜月之思。富士山之雪武藏野之煙凡非伊勢国事。多以此物語之肝心。仍兩說共有不審。古事只仰而可信。又或說云。後人以狩使事改為此草子之端。為叶伊勢物語之道理也。件本狼籍奇恠者也。伊行所為也。不用之。戶部尙書在判

(二) 以祖父卿真筆本不違一字書写

校合之可備證本矣 藤為相

(2) 正徹応永卅二年本奥書(智温筆本)

(一) 抑伊勢物語根源古人說々不同。或云在原中将自記云々。因茲有其嫌還比與之詞等。

又云伊勢筆作也。或云生年十三幼書之似彼家集文脉。是故号伊勢物語。以此兩說案之更難決之。心中秘密身上與言他人推而難注之。以之可謂其自書歟。但疑萬葉古風中多載撰集之哥。仁和聖日之間粗記臨幸之儀此等事又不審。伊勢家集其端文脉偏以同之。是又見先達舊記。庶幾其脉歟。兩不知之。加之此物語名字非彼筆者何称伊勢午。或說云為狩使下向伊勢。仍有此名。其說又難信。始則載南京春日之詞次注西对夜月之思。富士山之雪武藏野之煙凡非伊勢国事。多以為此物語之肝心。仍兩說共有不審。古事只仰而可信。又或說後人以狩使事改為此草子之端。為叶伊勢物語之道理也。件本狼籍奇恠者也。伊行所為也。不用之。

先年所書之本為人被借失。仍為備證本重所校合也。戶部尙書在判

(二) 業平朝臣三品彈正尹阿保親王男  
母伊豆内親王

年月日 任左近將監

承知十四年正月補藏人嘉祥二年正月七日從五位下貞觀四年正月七日從五位上五年二月二日左近權佐六年三月八日左近權

少將七年三月九日右馬權頭十一年正月七日正五位下十五年正月七日四位元慶元年正月十五日左近中将二年正月廿一

日相模權守三年十月藏人頭四年正月兼美濃權守同廿八日卒

(三)合多本所用捨也。可備證本。近代以狩使事為端之本出来。末代之人今案也。更不可用之。此物語古人之說不同。或謂在中將之自書。或称伊勢之筆作。就彼此有書落事等。上古之人強不可尋其作者。只可翫詞華言葉而已

戸部尙書在判

(四) 以祖父卿真筆本不違一字書写

校合之可備證本矣 藤為相

(五) 本云此写本為相卿自筆也朱點等同

尤為證本間不違一字借

手平氏教書写校合早

應永卅二年三月日 正徹在判

正徹本は(五)の奥書のあとに、長祿二年の正徹識語自署と、更に寛正五年の正徹の識語を持つが立論に關係がないので今は省略に従う。さて、(1)の伝基綱本奥書と(2)の正徹本奥書を比較して、伝基綱本は正徹本の(一)↓(五)に及ぶ奥書の

中、(一)と(四)とを保有するのみである。伊勢物語伝本の中、最も多数を占めるのは、この正徹本にみるような(一)(二)(三)(四)の奥書を並記する書本であり、故池田亀鑑氏はこれらを総括して流布本第二類と規定されていたものである。

私はかつて正徹本奥書の(一)から(四)の形態におけるそれは、本来の形でなく、奥書(四)の為相の識語によれば、「祖父の真筆本をもって、一字違わず書写した」というのであるから、為相の書写したのは(一)の「抑伊勢物語根源」の奥書のみを有する定家自筆本か、乃至は(三)の「合多本所用捨也」云々の奥書を持つ所謂定家自筆の「武田本」のいずれかでないならばならない、しかるに、(一)の「抑伊勢物語根源」の奥書に定家の官名と花押、それに加えて(三)の武田本奥書に定家の官名と花押が記されているのであって、こうした形態は定家自筆本には断じてなく、明らかにこれはどちらかが後に付載されたものであることを物語ると論述し、更にその内部検証を正徹本永卅二年本と同様の奥書を持つ小川寿一氏蔵本、藤井隆氏蔵本、天理大藏堯孝筆本、同永享十一年正徹本等をもって、智温筆本本文と比較考察を試みた結果、智温筆本の親本、すなわち正徹の永卅二年自筆本文は、天福本と異同を持つ武田本特質規定本文四十七箇所に、僅か二箇所の異同を持つ武田本文そのものであることが実証され、更に永卅二年本系統諸本の勅物も武田本のそれであり、その上、本文(行間の)注記文もまた、為相本系武田本に属する、常縁自筆本等と一致すること等によって、正徹の永卅二年自筆本の親本であったものは、前記(四)の奥書によって、為相自筆武田本に該当するものであること、したがって、前記永卅二年本の(一)(二)の奥書は後に付載されたものであろうという結論に達したのであった。<sup>(2)</sup> また藤井隆氏もその蔵本「永卅二年正徹本」を紹介され、「永卅二年正徹本は為相自筆の武田本を忠実に写したものであって、純然たる武田本である」と私見に賛意を示されたのである。<sup>(3)</sup>

事実、如上のことを裏付けるものとして、純然たる武田本の伝常縁筆本奥書や、刈谷図書館蔵武田本(伝常縁筆本

と同系統)奥書には

以祖父卿真筆不違一字令書写早 藤為相

と記されている書本の存在等より推してもあわせ考えられたのである。右の為相の識語は正徹応永卅二年本奥書の前記(四)に該当するわけであるが、その方には

以祖父卿真筆本不違一字書写校合之。可備證本矣 藤為相

と記されていて、必ずしも完全に両者が一致しているわけではない。したがってその点について片桐洋一氏は疑問を提され、智温本の検討によって、むしろ(三)の武田本奥書が後に付載されたのでないかとされたのであるが、しかしそれは前述のごとく智温筆本と同系諸本との比較によって智温筆本、すなわちその親本の正徹応永卅二年本は武田本そのものであることが証されたことによってその可能性は失われたのである。しかし為相識語にみる右の字句異同は、両系統本の書写間における結果がもたらしたものでどうかについては、そうした場合の奥書識語等の改変の事例を多く他に見ながらもたしかな断定は阻まれたわけである。それらの問題にも応えるものとして伝基綱筆本の出現は画期的な意義を担うことになるのである。

### 三

前掲のごとく、伝基綱筆本の奥書は、(一)の「抑伊勢物語根源」の奥書に、正徹の応永卅二年本奥書に見る(四)の為相の識語と全く同一のものを記載するのである。こうした形は、現存の勢語伝本を通じては皆無であり、これが究明は、現存勢語伝本の最多数を占めるこの系統諸本の原初形態と本文の性格を伺わせるに足るものとなることを予想せしめ

ずにおかないのである。

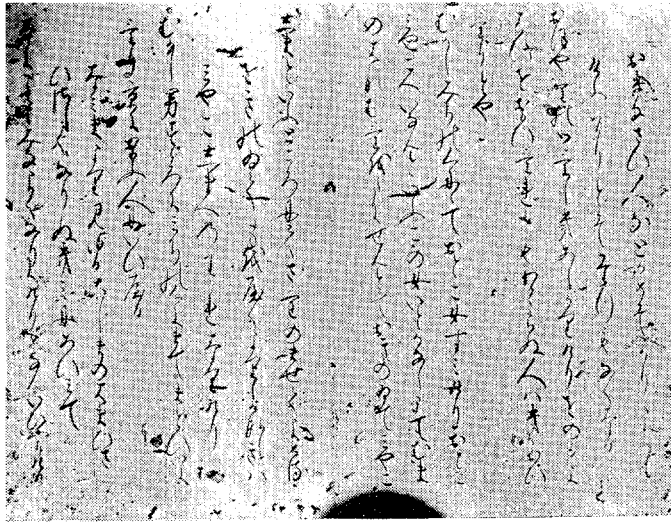
さて伝基綱筆本の奥書の形態において、先ずそれが正徹応永本形態における(二)の業平略伝部分の奥書と(三)の武田本奥書部分の省略されたものではないかということを一に疑ってかかる必要があるであろう。もしそうだと仮定すると、本文部分が何よりも正徹応永本系統の本文すなわち武田本本文を正統に引継いでいるはずである。

今、武田本が天福本と異同を示す武田本規定本文の四十七箇所について、伝基綱筆本と対校するに、左記のごとき異同結果を得たのである。

章段	武田本本文	伝基綱筆本	武田本と一致する本	伝基綱筆本と一致する本	同上
二四	ちぎりたりけるを。	ちぎりたりけるに	智堯小陵藤飛山明一隆	智堯小陵藤飛山明一隆	千七順兼
四〇	さこそいへいまた	さこそいへまた	智堯小陵藤飛山明一隆	智堯小陵藤飛山明一隆	千七順兼
四三	いとかしこく	いとかしこく	智堯小陵藤飛山明一隆	飛山一	千順兼
五八	ありければおとこ	ありければこのおとこ	智堯小陵藤飛山明一隆	小陵飛山明一隆	千順兼
八一	となむよみける	となむよみけるは	智堯小陵藤飛山明一隆	小陵飛山明一隆	千七順兼
八七	いさりする火	いさり火	智堯小陵藤飛山明一隆	小陵飛山明一隆	千七順兼
一一一	いにしへや	いにしへは	智堯小陵藤飛山明一隆	小陵飛山明一隆	千七順兼
一一五	おきのるみやこしま	おきのゐてみやこしま	小藤飛山明一	智堯小陵	千順兼

(諸本の略号) (智) 智温筆本 (堯) 堯孝筆本 (小) 小川寿一氏本 (陵) 書陵部本 (藤) 藤井隆氏本 (飛) 伝飛鳥井雅世筆本 (山) 山崎宗鑑筆本 (明) 伝明融筆本 (一) 一条兼良本 (隆) 伝四条隆重筆本 (千) 千葉本 (七) 七海本 (順) 順覚本 (兼) 二条為兼本

対校諸本は諸本の略号中、末尾部分の千葉本以下の四本を除き、いずれも抑伊勢物語根源奥書、業平略伝、武田本奥書、



傳基綱筆本伊勢物語本文部分

正徹応永本系統が持つこれらの諸本と、ことごとく袂を分つものであることが判明するのである。

為相の識語等を並記する正徹応永本系の代表的諸本である。さて前表の中、24段の場合は高純度の武田本においても伝基綱筆本と同じく「ちきりたりけるに」となっているものが多く、この系統の原本、恐らく為相自筆武田本における誤写より出ているとみなされることは、伝常縁筆武田本、鉄心齋文庫蔵常縁自筆武田本がいずれも右のごとくである点からも容易に推察されるところである。111段と115段の二例はいずれが諸本の原本の本文を示すものか慎重を要するが、111段の場合はこの諸本中でも純度の高い智温筆本、堯孝筆本、藤井氏蔵本が武田本に一致する点から、その原形は武田本本文と同一であったかとみなされる。ともあれ、81段の場合は純度の高い智・堯・小・陵・藤の五本がそろって武田本に一致し、更に加えて他の二本が一致を示すので、81段の基綱筆本の方に一致をみるそれぞれの他の三本は、誤写等にもとづくものとみて恐らく大過ないであろう。したがってみるごとく伝基綱筆本は、40435887段の四例に加えるに81段の計五例に及んで、



しかしまた、これらの五例が他の諸本に皆無に近いにしても、伝基綱筆本における単独誤写という場合も一応想定してみなければならぬであろう。

しかし右の五例は単なる誤写箇所本文とみなされるものでなく天福本文に一致を示す本文であるばかりか、何よりも基綱筆本奥書(一)に該当する「抑伊勢物語根源」に極めて類似する根源本第四系統の千葉本、七海本、順覚本、に加えるに上記三本と同系の鉄心斎文庫蔵、伝二条為兼本の四本をもって対校するに、前表最下段に示したごとく四本全部、乃至はそのいずれかに一致を示す本文部分であることを知り得るのである。このことは前記五例の中、その四例までが正徹応永本系十本の諸本に絶無であるにかかわらず、その異同がそのまま、伝基綱筆本奥書(一)に類似する根源本第四系統諸本に一致を示してくること、換言すれば、伝基綱筆本の本文系統は正徹応永本系と全く同一の為相識語を有しながら、正徹応永本系とは離れて根源本系統に属する性格のものであることが判明するのである。これらの点を更に確認するために他の面にも検討を加えてみよう。伝基綱筆本は重要な比較要素の一つである勸物を持たないので、その点の比較検討は阻まれる。しかし、奥書部分について検討すると、「抑伊勢物語根源」云々の奥書中、正徹応永本系と比較して両者の決定的相違を示すのは、正徹応永本系にみる最後の左記の部分を伝基綱筆本は持たないことである。すなわち

先年所書之本、為人被借失。仍為備證本、重所校合也。

これは伝基綱筆本における意識的省略で絶対ないとは断定できないが、そのあとに位置する定家の「戸部尙書在判」がやはり記されている点からすると、意識的省略という可能性はうすくなるように思われる。もしその考察が不当でなければ、基綱筆本は或いは定家の「先年所書之本」そのものに該当する本文を引継いでいるという可能性が、

浮かびあがってくるわけである。試みに「抑伊勢物語根源」の奥書の内容について、逐一比較検討してみると、左記のごとき異同をみるのである。

	伝基綱筆本	智温筆本
1	謙退比興之詞	謙選・比興之詞
2	庶幾其昧・欺	庶幾其昧・欺
3	非彼筆者	非彼筆者
4	何称伊勢乎	何称伊勢午
5	仍有此名字	仍有此名
6	此物語之肝心	為此物語之肝心
7	又或説云	又或説

右の七箇所において、智温筆本の(1)(2)(4)の三箇所は誤写であり、同じく(3)(5)(7)の三箇所は誤脱とみなされるにかかわらず、基綱筆本は(6)の一箇所のみが誤脱とみなされ、よってその本文書写純度は基綱筆本が高いことが判明する。その書写態度をもって、前記の「先年所書之本」以下の部分を殊更意識的に削除したともみなしがたくなるわけである。

#### 四

かくて伝基綱筆本本文の系統は、正徹応永本系統に訣別することを知り得たが、両者が為相識語を共有することに於いて、その関係を究明すべき段階に達したわけである。そのために先ず、伝基綱筆本が「抑伊勢物語根源」の奥書を

持つことにおいて、これと類似の奥書と本文を持つ根源本第四系統と比較して、伝基綱筆本の性格を見定めておかねばならないのである。既掲の表において、伝基綱筆本が武田本と相違を示し、正徹応永本系とも懸絶する本文箇所について、根源本第四系統の千葉本、順覚本、七海本、為兼本の全部、乃至はそのいずれかに一致を示すことにおいて、その奥書の類似という面からも、伝基綱筆本は根源本第四系統下に属するかとみなされるわけであるが、その想定に立って検討する場合、ここに必ずしもそうとはみなしがたい事実面に当面するのである。

すなわち、根源本第四系統の上記四本において、その中三本以上にわたって、武田本と比較した場合、一致して異同を示す左記本文箇所は

章段	武田本	根源本第四系統	一致本	伝基綱筆本
一二	火つけむとす	火をつけむとす	千七順兼	火つけむとす
四一	さるいやしきわさも	またさるいやしきわさも	千七順	さるいやしきわさも
九三	おきておもひ思ひわひて	おきておもひわひて	千七順兼	おきておもひ思ひわひて
九四	きりやちへまさるらむ	きりやちまさるらむ	千順兼	きりやちへまさるらむ
九八	むかしおほきおほいもうちきみ	むかしおほきおと	千七順兼	むかしおほきおほいもうちきみ
一〇七	うたはよまさりければ	うたはえよまさりければ	千七順	うたはよまさりければ

みるごとく伝基綱筆本は一箇所も適合しないのである。右の六例本文箇所は、まさに根源本第四系統特質本文として規定できる箇所であって、その部分に伝基綱筆本が一箇所の適合も示さないということは、その本文の系統をして、根源本第四系統に所属せしめることを躊躇せしめるだけでなく、むしろ本質的に異なる系統本文ではないかという疑

いを強めずにいられなくなるのである。大体古伝本の書写において、その本文系統を等しくする場合、大幅な改竄でも加えられない限り、その特質本文箇所は誤写が加わっても半数以上はその部分を引継いでいるのが普通だからである。しかるにこれほど明瞭に一箇所も該当しないということは、やはり伝基綱筆本は、根源本第四系統と別系統の本文ではないかという想定を高めずにおかないわけである。

たしかに「抑伊勢物語根源」の奥書の内容は、両者近接を示すが、最後の部分の「先年所書之本為人被借失、仍為證本重所校合也」を記載する根源本第四系統本に比して伝基綱筆本がそれを持たぬことも如上の想定の裏づけにつながってくるようである。ともあれ、伝基綱筆本が根源本第四系統に属さないとするならば、「抑伊勢物語根源」の類似奥書を持つ根源本系統のすべてにわたって、その関係を見究めておくことが必要である。先ず根源本第一系統の伝為家筆の場合、その特色本文部分の

・章段	伝 為 家 筆 本	伝 基 綱 筆 本
一一一	まかりいつるをみて殿上にさふらひけるおりにて	まかりいつるをみて

箇所に大きな異同を示し、奥書もまた

其本殊狼籍左道者也、更不可用之、只以旧本可為証拋耳	件本狼籍奇恠者也。伊行所為也。不用之。
---------------------------	---------------------

と明白な異同を持つので該当しない。次に根源本第二系統の伝為氏筆本にも例えば

章段	伝為氏筆本	伝基綱筆本
一〇	すむところなむさしのくにけるまのこほり	すむところなむいるまのこほり
二八	いてていにければいふかひなくておとこ	いてていにければ
一二一	まかりいつるをみて殿上にさふらひけるおりにて	まかりいつるをみて

とみるごとく誤写等が到底考えられない異同を示すので除外される。次に根源本第三系統の天理大藏伝為相本を始めとする侍従本、承政僧都筆本、鉄心斎文庫藏本等は、そのいずれも二十四段の本文箇所である

いとねむころにいひける人にこよひあはむとちぎりたりけるを

を欠落し、これは定家自筆本自体の脱落とみなされるこの系統の特質箇所であるが、それが伝基綱筆本には明らかに存在するばかりでなく、奥書等の大きな異同等より推しても該当しないことは明らかである。次に根源本第五系統の伝為家筆本においても、この本の三十六段の特有返歌

いつはりとおもふものからいまさらになかまことをかわれはたのまむ

等を伝基綱筆本は持たぬばかりでなく、例えば

章段	伝為家筆本	伝基綱筆本
九八	おほきおとこ	おほきおほいまうちきみ
一二一	まかりいつるをみて殿上にさふらひけるおりにて	まかりいつるをみて

等の例ばかりでなく、奥書等にもまた異同を見るので、全く別系統であることは明らかである。その他「抑伊勢物

語根源」の奥書を持つ建仁二年本にもその特有歌二首を持たず、本文系統も全く一致しない結果をみるところから、かくて伝基綱筆本は現在のところ、その本文系統がどの根源本系にも帰属するところを持たぬ存在であることが判明するのである。

## 五

以上の結果によってここに伝基綱筆本は新系統の定家本でないかという問題に直面するのである。しかし伝基綱筆本が室町期に下る写本であり、ただこの一本の存在をもってするだけでは新系統の存在を設定するには、非力といわざるを得ない。如上の根源本五種の系統はいずれも鎌倉期に入る書本を持ち、本文の特質のみならず、勅物、奥書等、明白な独自性を有し、それらの点に強力な一致を示す同系の書本を多く持つこと等において、裏づけられるような要素に乏しいからである。故に伝基綱筆本のみをもってしては、新系統と目するには不十分であることはいうまでもないが、ここに伝基綱筆本と同系統とみなされる根源本奥書を持つ書本が、他に一本のみならず存在するのである。その一は鉄心斎文庫蔵本であり、他の一は岡山大学蔵本である。鉄心斎文庫蔵本は縦十五・八糎、横十六糎、厚手鳥の子料紙に一面十行、一行平均十九字詰に書写された裂帖装の一冊で、布地表紙中央に「伊勢物語」と題簽を持ち、料紙一枚目表右上に「三井家」蔵印、同じくその下に鉄心斎文庫蔵印を持つ。奥に「抑伊勢物語根源古人説々不同。」云々の奥書を記載し、紙質その他より足利中期頃の書写にかかるとみなされる一冊である。

また岡山大学蔵本は縦二五・二糎、横十八・七糎、厚手鳥の子料紙に一面十行、一行平均十八字詰に書写した裂帖装の一冊で、厚手紫地の表紙に山水画を配し、見返し金泥、極札なく、表紙左肩に「伊勢物語」と題簽を有し、本文

末尾に同じく「抑伊勢物語根源古人説々不同」の奥書を記載するものである。この二本の本文系統を検するに、定家の根源本系の五つのどの系統にも、伝基綱筆本と全く同様の理由によって、所屬せしめることができない書本である。しかもこの二本が、伝基綱筆本本文と同一の本文系統に属することは、例えば根源本第二系統の特質本文部分と比較してみると

章段	根源本 第二系統 諸本	伝基綱筆本・鉄心齋文庫本・岡山大学本
一〇	すむところなむむさしのくにいるまのこほり	すむところなむいるまのこほり
二三	君かひとりゆくらん	君かひとりこゆらん
二四	むかしおとこ女かたゐなかに	むかしおとこかたゐなかに
二八	いてていにければいふかひなくておとこ	いてていにければ
四一	またさるいやしきわさも	さるいやしきわさも
九三	おきておもひわひて	おきておもひ思ひわひて
九四	きりやたちまさるらむ	きりやちへまさるらむ
九八	むかしおほきおとこ	むかしおほきおほいまうちきみ
一〇七	うたはえよまさりければ	うたはよまさりければ
一二一	人のまかりいつるをみて殿上にさふらひけるおりにて	人のまかりいつるをみて

みるごとくその異同箇所三本とも強力な一致を示すことにおいて同系本文であることが証されるのである。したがって、伝基綱筆本が武田本と異同を示した前掲本文対校表にあててみると

章段	武田本本文	武田本と一致本	伝基綱筆本本文	基綱本と一致本
二四	ちきりたりけるを	ナシ	ちきりたりけるに	鉄岡
四〇	さこそいへいまた	ナシ	さこそいへまた	鉄岡
四三	いとかしこく	鉄	いとかしこく	岡
五八	ありければおとこ	ナシ	ありければこのおとこ	鉄岡
八一	となむよみける	ナシ	となむよみけるは	鉄岡
八七	いさりする火	岡	いさり火	鉄
一一一	いにしへや	ナシ	いにしへは	鉄岡
一一五	おきののみやこしま	鉄	おきのるてみやこしま	岡

みるごとく庄倒的に伝基綱筆本に一致を示してくるのである。その中、武田本に一致をみる三箇所もそれぞれが一本ずつで、それらは書写伝流間における誤写とみてまず大過ないであろう。更に伝基綱筆本の奥書と本文が近接する

根源本第四系統特質規定本文について比較した前掲異同表にあててみると

章段	根源本第四系統本文	上記に一致本	伝基綱筆本本文	上記に一致本
一一二	火をつけむとす	岡	火つけむとす	鉄
四一	またさるいやしきわざも	ナシ	さるいやしきわざも	鉄岡
九三	おきておもひわひて	ナシ	おきておもひ思ひわひて	鉄岡
九四	きりやちまさるらむ	ナシ	きりやちへまさるらむ	鉄岡
九八	むかしおほきおと	ナシ	むかしおほきおほいまうちきみ	鉄岡
一〇七	うたはえよまさりければ	ナシ	うたはよまさりければ	鉄岡



とやはり同じ一致する結果を示すのである。このことはすなわち、鉄心斎文庫本、岡山大学本の両者は伝基綱筆本と同系統の書本であることを裏書するわけである。この三本は書写年時も書写者も異なり、本文内部の比較検討においても、三者ともに本文上の親子兄弟関係等は認めがたい特質をそれぞれ有しており、したがってそれらの書写関係から生じた結果でないことも明白である。とするならば、この三本の以上の存在的特質をもって、ここに定家の根源本系に新たな系統、すなわち、いままで紹介設定してきた順序にしたがって、根源本第六系統としての位置をここに与えざるを得ないようである。管見に入った勢語伝本中、数多くの根源本奥書を有する諸本は、ここにおいて以上どれかの系統に現在のところすべて帰属せしめることができるのである。

六

さて伝基綱筆本を新たな根源本第六系統の伝本として規定する時、鉄心斎文庫蔵本、及び岡山大学蔵本にみる「抑伊勢物語根源」奥書末尾部分の

先年所書之本、為人被借失、仍為備證本、重所校合也

だけを伝基綱筆本は持たないわけである。したがって、この箇所が存在しないのが原形ではないかという疑いを最後まで残しながらもそれが同系統の他二本に存在しているだけでなく、為相識語を共有する正徹応永本系にもこの部分が存在する点を勘案すると、やはり伝基綱筆本における省略とみなされることの蓋然性が高くなるようである。ともあれ如上の想定が当を得ているとするならば、伝基綱筆本の奥書の示すところによって為相は祖父、すなわち定家の根源本第六系統の書本を書写し、自らの識語を加えたのであって、その形を引継いでいるのが伝基綱筆本の存在と

なるわけである。しかるにその為相識語を共有する正徹応永本系は、その本文、勘物、注記文に至るまで、為相筆常縁本系の武田本そのものであり、武田本奥書もまた記載するわけであって、みてきたごとく、その内容自体は伝基綱筆本を始めとする根源本第六系統と画然と異なるのである。この関係をどう考えるべきか、すなわち正徹応永本系の識語(Ⅱ)部分によれば、正徹は為相自筆本を平氏数に借りて書写しているが、平氏数は常縁の兄であり、その常縁によって為相自筆武田本が書写されていることは、伝常縁筆本や刈谷図書館蔵武田本奥書によって明らかであり、よって高純度の為相自筆武田本が平家に伝存していたことが伺えるので、正徹もまたその為相自筆武田本を借りて書写したのであったが、根源本第六系統の為相自筆乃至はその書写本を目にする機を得て、為相の識語が両者極めて類似する点から、根源本第六系統の「抑伊勢物語根源」の奥書を加えた際に、あわせて前記奥書(Ⅱ)の部分に見る業平略伝も加え、更に為相の識語部分も根源本第六系統書本のそれを加えたものと思われる。智温筆本は正徹自筆本の直写本であるが、それによると為相の識語は武田本奥書のあとに紙面が改まり、ひきつづぎに書かれず、不自然な空間を一面の前と上において左下隅にかたよせて、三行書の形をもって記されている。それが正徹自筆本の形をそのまま伝えるならば、いかにも遊離して後に加えられた感じを与える。そもそも正徹応永本系の奥書の形態が根源本第六系統にも武田本系統にも存在しない(Ⅱ)部分の業平略伝を古今集目録より採録して、両者間に記載している事実から見ても、正徹は両本の奥書を比較的自由な態度で、適宜採録配置せしめたことが歴然である。かくて不可解な武田本と正徹応永本系の為相識語部分の相違がもたらした問題に、新しい解釈を伝基綱筆本の出現は与えてくれるとともに、定家本系に新しく根源本第六系統を設定せしめる役割を担っただけでなく、この系統の為相本の存在を提示した点においても、まことに貴重な証本的位置を、伊勢物語の伝本史上に担うことになるであろう。

貴重書の閲覧をお許しいただきました宮崎県立総合博物館、鉄心斎文庫、岡山大学図書館、天理大図書館、各位に厚く御礼申し上げます。

注

- (1) 『東常縁筆伊勢物語』解説（武蔵野書院、昭和三十四年刊）
- (2) 伊勢物語流布本第二類再考（『文学・語学』三十九号）
- (3) 伊勢物語武田本についての考察（帝塚山短大紀要一号、昭和三十八年十二月）
- (4) 伊勢物語流布本第二類考（『文学・語学』三十六号）
- (5) 新資料伝為家筆本伊勢物語について（距大教養部紀要十一号、昭和五十年十月）
- (6) 稿了後、更に天理大図書館蔵の根源本系統書本中、図書番号 913 | 32 | イ19 と、913 | 32 | イ123 の二本が調査の結果、如上の根源本第六系統に新たに加えられることを知り得たので付記する。